

岡崎市開発審査会包括承認基準

令和4年度第11号議案（令和5年4月1日施行）

岡崎市開発審査会運営規程第9条の2第1項に規定する包括承認基準を、次のように定める。ただし、開発区域及びその周辺の状況並びに予定建築物等の用途を勘案して、開発審査会の議を経たものとするのが不適当と認められるものについては、この基準を適用しない。

- 1 岡崎市開発行為の許可等に関する条例(平成28年条例第63号。以下「条例」という。)第32条第1項第2号に規定する開発行為等であって、予定建築物の用途が要配慮者利用施設(水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号口に規定する要配慮者利用施設をいう。)以外のもの
- 2 条例第32条第1項第2号に規定する開発行為等であって、条例別表2項に掲げる目的又は予定建築物等の用途の開発行為等のうち、開発区域の面積等が3,000平方メートル以下のもの(自己の居住用の専用住宅にあっては、500平方メートル以下のもの)
- 3 岡崎市開発審査会基準第8号のうち、開発区域の面積又は敷地面積が3,000平方メートル以下のもの
- 4 岡崎市開発審査会基準第10号のうち、開発区域の面積又は敷地面積が1,000平方メートル以下のもの